

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県東部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を終了した
ことについて通知がありました。

令和七年四月八日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 宇陀市榛原大貝

三 測量の終了年月日 令和七年三月十四日